

○青森地域広域事務組合競争入札参加資格等に関する規則

平成二十七年三月二十五日

規則第十三号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、青森地域広域事務組合(以下「組合」という。)が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、物品の売買又は修繕、製造の請負、委託、賃貸借等(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加資格)

第二条 組合が発注する建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査等については、青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成十七年青森市規則第百六十一号。以下「入札参加規則」という。）の定めるところによる。この場合において、入札参加規則の規定に基づき行われた資格の審査、名簿の作成その他の行為は、管理者が建設工事等の競争入札に関し行った資格の審査、名簿の作成その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。